

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	国分B地区 (郡田・重久・川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、国分地区の北東部に位置する台地畑作地帯と山間部の小河川に沿った複数の水田の小団地から形成される農用地区域で7割以上が畑と樹園地で占められている。特に樹園地は国分地区の農用地区域内に存在する樹園地の大半を占めており、茶・果樹の産地を形成している。また、この地区の特徴として、畜舎及び製茶工場等の農業用施設も多く存在し、標高200m～250mの冷涼な気候を生かし、今後も畑として用途区分し、茶・露地野菜・施設野菜・果樹及び畜産等地域の特徴に応じた農用地等の利用を進める。基盤整備がなされた優良ほ場は、可能な限り水田としての活用を継続する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は、茶、露地野菜、施設野菜、果樹及び畜産等が行われている、第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施工地である。市街地に隣接する農用地等については、基盤整備が済んでいるものが大部分を占めるが、都市的利用の移行が見られる地区でもある。本市の経済的・社会的状況の著しい変化が生じた場合、営農活動に支障をきたさない範囲で都市的土地利用等との調整を図る。中山間地域では高齢化が深刻な上、鳥獣被害も増え、さらに耕作条件が悪い。基盤整備や鳥獣害対策など各種補助事業の活用を検討する必要がある。

施設・露地野菜については、有機農業なども検討しつつ、効率化に資する機械の導入やスマート農業なども活用しながら、生産効率の向上を目指す。ブランド化など地産外消需要の高い作物として品質向上を図るだけでなく、物産館などを活用した地産地消の取組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	361 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	361 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心とした担い手へ農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて柔軟に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・山間部においては鳥獣被害がやむことはなく、また利用効率の悪いほ場も点在するため、都度、各種事業の活用を検討する。
- ・営農規模の大きい経営体も存在するため、生産性向上のためのスマート機器の導入等を検討する。
- ・山間部においては守るべき農地を明確にし、保全等を進める農地を位置付けることもやむを得ない。